

こどもわかもの地域活動支援事業実施要綱（案）改正点

	改正前	改正後
1	<p>(助成の交付)</p> <p>第4条 助成金の交付内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 助成額は、1団体200千円以内（千円未満切捨）とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(2) 助成金は、総事業費が100千円以上1,000千円以内の事業を対象とし、補助率は、助成対象経費の<u>2/3以内</u>とする。</p>	<p>(助成の交付)</p> <p>第4条 助成金の交付内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 助成額は、1団体200千円以内（千円未満切捨）とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(2) 助成金は、総事業費が100千円以上1,000千円以内の事業を対象とし、補助率は、助成対象経費の<u>1/2以内</u>とする。</p>
2	<p>(審査会)</p> <p>第7条 申請のあった事業について、その適否を審査するため、審査会を置く。</p> <p>2 審査会は、連合会の理事会にて決定する。</p>	<p>(審査会)</p> <p>第7条 申請のあった事業について、その適否を審査するため、審査会を置く。</p> <p>2 審査会は、連合会の理事会にて決定する。</p> <p><u>3 審査基準及び採択基準は別紙のとおりとする。</u></p>
3	<p>(事業の実績報告)</p> <p>第10条 助成金の交付の通知を受けたものは、助成の対象となった事業が完了した日以後1ヶ月以内、又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 実施内容及び成果（別記第5号様式付表1）</p> <p>(2) 収支決算書（別記第5号様式付表2）</p> <p>(3) その他の書類</p> <p>①領収書及びその明細の分かるものの写し。ただし、報償費については（第5号様式付表3）を使用すること</p> <p>②記録写真、印刷物等（ポスター・チラシ、報告冊子</p>	<p>(事業の実績報告)</p> <p>第10条 助成金の交付の通知を受けたものは、助成の対象となった事業が完了した日以後1ヶ月以内、又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 実施内容及び成果（別記第5号様式付表1）</p> <p>(2) 収支決算書（別記第5号様式付表2）</p> <p>(3) その他の書類</p> <p>①領収書及びその明細の分かるものの写し。ただし、報償費については（第5号様式付表3）を使用すること</p> <p>②記録写真、印刷物等（ポスター・チラシ、報告冊子</p>

	<p>等) 事業の内容の分かるもの ③事後アンケートに関するもの 2 前項に規定する書類を提出しない場合は、助成決定を取り消す。</p>	<p>等) 事業の内容の分かるもの ③事後アンケートに関するもの 2 前項に規定する書類を提出しない場合は、助成決定を取り消す。 <u>3 助成を受けたものは、実績報告会で報告しなければならない。</u></p>
4	<p>附則 この要綱は、三重県青少年育成市町民会議連合会設立の日から施行する。ただし、この要綱における各条項については、別に定めるもの除き、平成31年4月1日を限度として遡及する。</p>	<p>附則 この要綱は、三重県青少年育成市町民会議連合会設立の日から施行する。ただし、この要綱における各条項については、別に定めるもの除き、平成31年4月1日を限度として遡及する。 <u>この要綱は、令和3年7月17日から施行する。</u></p>